様式第11号（第13面）

第６面

32　（９）キャリアアップ措置の実績については、報告対象期間内において労働者派遣法で求められるキャリアアップ措置の要件を満たしているものを記載すること。その上で、事業主が独自に実施したキャリアアップ措置についても追加的に記載してもよいこと。

33　（９）欄の①欄の「キャリアコンサルタント」とは、厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定する者が行う試験の合格者をいうこと。

34　（９）欄の①欄の「うち派遣元責任者との兼任状況」欄は、キャリアコンサルティングの窓口担当者の計の内数を記載すること。

35　（９）欄の①欄の「キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者」欄について、「職務経験あり」とは、過去において職務としてキャリアコンサルティングの経験がある者、職業能力開発推進者に就任したことがある者、人事部門で３年以上の経験を積んでいる者等をいうこと。また、「知見あり」とは、過去においてキャリアコンサルティング等についての職務経験はないがその知識を有する者をいう。

36　（９）欄の②欄の「実施した者の人数」については、①欄の担当者が行うキャリアコンサルティングを受けた実人数を記載すること。

37　（９）欄の③欄については、１年以上の雇用見込みのあるフルタイム勤務の者、１年以上の雇用見込みのある短時間勤務の者又は１年未満の雇用見込みである者ごとに別葉にして記載すること。なお、「１　フルタイム（１年以上雇用見込み）」、「２　短時間勤務（１年以上雇用見込み）」、「３　１年未満雇用見込み」のいずれかに該当する番号に○印を付けること。

38　（９）欄の③欄イ～ホについては、訓練の種類別に訓練コース単位で記載すること。記載欄以上のコースがある場合、別紙に記載すること。

39　（９）欄の③欄の「訓練の内容等」欄には、「係長・課長就任研修」、「○○語研修」等訓練が特定できるよう具体的に記載すること。

40　（９）欄の③欄の「対象となる派遣労働者」欄の上段については、該当する「種別」の番号を最大２つまで記載すること。この際、登録中の者は、キャリアアップに資する教育訓練の対象となる派遣労働者に含まれないことに留意すること。
　「対象となる派遣労働者」欄の下段については、各年ごとの対象となる派遣労働者の実人数をそれぞれ記載すること。「対象となる派遣労働者」について、「訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確な者」は、受講済みとして扱い、「対象となる派遣労働者数」に算入しなくてもよいこと。

41　（９）欄の③欄の「（上段）実施時間の総計」については、各受講者に対する教育訓練実施時間の各年の１年間の合計（受講者数×教育訓練１コマの時間（複数回実施の場合は、その合計））を記載すること。対象となる派遣労働者に対して、ある訓練を１年目、２年目とそれぞれ段階ごとに行う場合は、１つの同じコースの中で、それぞれの年数の欄に記載すること。また、同一の派遣労働者に行う訓練であっても、２年目以降は１年目とは異なるコースに位置づける訓練等の場合は、２つ以上の異なるコースとして、それぞれの年数に応じた欄に記載すること。
　おって、39の「訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確な者」を受講済みとした訓練については、当該者は実際には訓練を受講していないので、「（上段）実施時間の総計」に算入することはできないものであること。
　「（下段）受講者の実人数」欄には、各年ごとの受講者の実人数を記載すること。各年に同一の訓練を複数回受講した者は、同年内に重複計上しないこと（例えば、１年目と２年目に同一の訓練を複数回受講した者は、それぞれの年数の欄に１人ずつ計上すること）。

42　（９）欄の③欄の「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうこと。キャリアアップに資する教育訓練としてOJTを実施するに当たっては、派遣先と事前に調整等を行った上で計画的なOJTを実施しなければならないことに留意すること。

43　（９）欄の③欄の「訓練費負担の別」において、「１無償（実費負担なし）」とは、テキスト代等を含め教育訓練の全てを無償で実施することを、「２　無償（実費負担あり）」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「３　有償」とは、これ以外をいうこと。

44　（９）欄の③欄の「賃金支給の別」において、「１　有給（無給部分なし）」とは、用意した全ての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「２　有給（無給部分あり）」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「３　無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。

45　（９）欄の③欄の「厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について１人当たりの平均実施時間」については、「各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計」を「各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数」で除して算出された数字を記載すること。また、合計する各年ごとの訓練実施時間は、「訓練の方法の別」が「１　計画的なOJT」又は「２　OFF-JT」、「訓練費負担の別」が「１　無償（実費負担なし）」、「賃金支給の別」が「１　有給（無給部分なし）」である等、法で定めるキャリアアップに関する要件を満たすもの（厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練）のみを合計したものであること。なお、フルタイム勤務の者であって１年以上の雇用見込みのあるものについては、１年で概ね８時間以上とすることとされていること。

46　（９）欄の③欄の「１～３年目のａの合計（ｃ）」及び「１～３年目のｂの合計（ｄ）」については、それぞれ１年目から３年目までの値を合計した数字を記載すること。
　また、「１～３年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について１人当たりの平均実施時間（ｃ÷ｄ）」には、上述の（ｃ）を（ｄ）で除して算出された数字を記載すること。

47　（９）欄の③欄については、上記44を満たさないものであっても派遣労働者のキャリアアップに資すると事業主が実施した全ての訓練について記載すること。ただし、上記44を満たしていない場合、都道府県労働局による指導の対象となる可能性があることに留意すること。

48　（９）欄の③欄の「「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額（１人１時間当たり平均）」については、キャリアアップに資する教育訓練時に支払った賃金の平均額を記載すること。